

都市計画・歴史的風土分科会
検討状況等報告

都市計画・歴史的風土分科会における検討状況

【中間報告まで】

平成 14 年 4 月 22 日 第 1 回都市計画・歴史的風土分科会開催

- ・ 第 1 回都市計画部会開催、下水道・流域管理小委員会及び公園緑地小委員会の設置

	下水道・流域管理小委員会	公園緑地小委員会
第 1 回	5.21 政策転換の方向性等	5.24 今後重点をおくべき政策課題等
第 2 回	6.18 中長期的目標の考え方等	6.21 前回議論を踏まえさらに検討
第 3 回	<u>7.12 中間とりまとめ</u>	<u>7.5 第一次報告</u>

平成 14 年 12 月 13 日 第 2 回都市計画部会開催

- ・ 下水道・流域管理小委員会「中間とりまとめ」及び公園緑地小委員会「第一次報告」の報告

【最終報告に向けて】

年度末まで各小委員会において最終報告予定

年度末 第 3 回都市計画部会開催予定

中間とりまとめの概要

・ 転換期を迎えた下水道政策

下水道普及率の地域間格差の顕在化、頻発する都市型水害、十分ではない閉鎖性水域における水質改善、増え続ける下水汚泥等、従来の下水道政策では十分な解決が困難である課題が山積。

一方、下水管渠の総延長は約34万km、処理場箇所数は約1,600箇所となるなど、相当のストックが形成されてきている。それに伴い、生活用水量の約8割に相当する量が下水道を経由し、水循環系に占める割合が大きくなるなど、下水道のポテンシャルは増大。

また、厳しい財政状況、循環型社会の構築や地球環境問題への対応、グローバル化の進展等、下水道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化。

これらに即応して下水道行政に求められる社会的使命を果たすためには、これまでの下水道政策を大きく転換し、新たな方向性を打ち立てる時期にきていると認識。

・ 政策転換の方向性とその実現に向けた施策

(1) 流域管理のアプローチによる施策展開

都市型水害、閉鎖性水域における水質改善等に対応するため、流域内の下水道管理者同士が連合し、さらに住民も含めた他の主体とも積極的に連携して、共通の理念、目的意識を持ち、リスク及びその削減に要する負担を分担した上で、全体としてリスク、負担を最小に抑制しつつ共通の目的達成に向け協調して行動する「流域管理のアプローチ」が求められているところ。

構すべき具体的な施策としては、

- ・ 下水道、河川、住民などが連携した流域管理の視点による雨水対策
- ・ 汚濁負荷削減のため、流域内の新たな費用負担のあり方について調査研究 等

(2) 施設の効率的な整備と管理運営

今後の下水道整備及び管理においては、さらなる効率化が求められているため、広域化や他の汚水処理施設を含む事業間の連携を一層進める必要があるとともに、民間活力を適切に引き出す仕組みが重要。

構すべき具体的な施策としては、

- ・ 広域的な下水汚泥の減量化・リサイクル、都道府県構想の適時適切な見直し
- ・ 性能発注による包括的な民間委託への転換 等

(3) 下水道のポテンシャルを活用した新たな課題への対応

循環型社会の構築や地球環境問題等の新たな課題に対応するため、下水道がこれまで蓄積してきた施設ストックを都市内の良好な環境の創出等に活用するとともに、下水や下水処理水、下水汚泥を有価物あるいはエネルギー源として積極的に活用すべき。

構すべき具体的な施策としては、

- ・ 未利用エネルギーの積極的な回収等、下水道のポテンシャルの徹底的な活用 等

・下水道の整備と管理の重点化の方向

(1) 汚水処理の普及

中小市町村を中心に普及が遅れている地域を対象に重点化を図るべき。等

*下水道処理人口普及率(平成13年度末)

全国 63.5%

人口5万人未満の中小市町村 29.5%

(2) 雨水対策

地下空間の利用が進んだ地区や交通結節点のように、浸水に脆弱で都市機能が高度に集積した地区から重点を置いて進めるべき。等

(3) 公共用水域の水質保全

総量削減計画(水質汚濁防止法)や湖沼水質保全計画(湖沼水質保全特別措置法)等の対象地域、重要な水道水源に影響を及ぼす地域等の下水道事業を重点的に推進すべき。等

(4) 合流式下水道の改善

汚水と雨水を同一の管きよで排除する合流式下水道の当面の改善策として、(a)汚濁負荷量を分流式下水道と同程度以下に削減、(b)越流回数を半減、(c)きょう雑物の流出防止、を目標に、概ね10年で緊急的に改善すべき。等

*合流式下水道の状況

古くから下水道を整備している大都市を中心に192都市で採用

全国の下水道処理人口普及率63.5%のうち約1/3が合流式下水道

(5) 下水汚泥の減量化・リサイクル

下水汚泥の減量化及び有効利用に関する計画に基づき、複数の市町村あるいは都道府県が行う広域的な下水汚泥処理事業を重点的に推進すべき。等

*下水汚泥の状況(平成12年度)

197.7万DS-t(産業廃棄物の約2割)

・提案すべきアウトカム指標

全国的な整備水準を表す指標

現在用いている処理人口普及率、下水道雨水対策整備率、高度処理人口普及率、下水汚泥リサイクル率に加え、以下の新たなアウトカム指標を提案。

- ・下水道負荷削減率 : 下水道による水質汚濁原因物質(窒素,リン等)負荷削減の達成率
- ・合流式下水道改善率 : 合流式下水道によって整備されている区域のうち、雨天時における公共用水域への越流負荷が分流式下水道並まで改善されている区域の面積の割合
- ・温室効果ガス削減量 : 下水道施設から発生する温室効果ガスの削減量
等

下水道以外の施策と連携した指標

現在用いている3省(国土交通省、農林水産省、環境省)連携の指標である汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等)整備率に加え、以下の新たな連携指標を提案。

- ・河川事業も含めた内水と外水の総合的な雨水対策に関する進捗度 等

それぞれの地域や箇所において設定される指標

地域特性や下水道の整備状況によって必要な施策は多様であり、それぞれに対応して指標を独自に設定すべき。

第一次報告の概要

・緑とオープンスペースに係る総合的・計画的な政策の推進

21世紀を迎え、地球規模の環境問題を視野に入れた持続的な発展が可能な社会への転換等が求められる中、都市における緑とオープンスペースは将来に引き継ぐべき貴重な社会資本として、その確保は以前にも増して重要性を高めており、都市公園制度や緑地保全制度などの緑とオープンスペース確保のための政策をより総合的かつ計画的に推進すべき。

・政策の重点分野

(1) 地球環境問題等への対応

- ・ 地球温暖化の防止：二酸化炭素の吸収源となる緑の確保

* 地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月 関係閣僚会議決定）

都市緑化等の推進により、第1約束期間(2008-2012年)において年平均で、対基準年(1990年)総排出量比0.02%(28万t-CO₂)程度の吸収量が確保されると推計される。

- ・ ヒートアイランド現象の緩和：公共公益施設の緑化、屋上緑化等人工被覆の改善のための緑化、「風の道」となる連続した緑地・水面の確保
- ・ 生物多様性保全：里地里山の保全、自然の生態系と調和した公園緑地の整備、環境教育・環境学習の場の確保・創出

(2) 都市再生への対応

- ・ ゆとりとうるおいに欠ける市街地、災害に脆弱な都市構造の改善
- ・ 都市の環境インフラとして、大都市圏における広域的な自然環境の保全施策の強化、臨海部における緑の拠点の形成

* 「都市再生プロジェクト」として決定された公園緑地関係プロジェクト

- ・ 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備（平成13年6月第1次決定）
- ・ 密集市街地の緊急整備（平成13年12月第3次決定）
- ・ 大都市圏における都市環境インフラの再生（平成13年12月第3次決定）

(3) 豊かな地域づくりへの対応

- ・ 花と緑に包まれた美しい環境の中で、健康の維持増進のための運動、スポーツ、文化活動やコミュニティ活動など様々な余暇活動が繰り広げられる場の確保が不可欠。
- ・ 地域文化と密接に関連している自然資源、歴史資源、文化資源を緑とオープンスペースとともに地域で共有し、継承していくことが望ましい。

(4) 参画社会への対応

- ・ 保全、創出、管理のそれぞれの段階で、地域住民やNPO、民間企業等の参画による協働の取り組みを進めるための場づくり、仕組みづくりが必要。

・総合的・計画的な政策運営による緑とオープンスペースの確保

(1) 総合的・計画的な政策運営

- ・ 国は緑地の保全や緑化、都市公園等の整備に関する施策などを総合的に進めるための緑とオープンスペースに関わる政策の方針を示すことが必要。
- ・ 都道府県においては、広域的な視点に基づく緑地確保のための指針を示し、その確保を進めることが必要。

- ・市町村においては、「緑の基本計画」の策定を推進し、それに基づき緑とオープンスペースの確保を進めることが必要。

* 「緑の基本計画」の策定状況
473市区町村で策定済み。(都市計画区域を有する全市区町村の23%)

(2) 緑とオープンスペース確保のための目標・指標

- ・国の政策方針においては、これまで主要な指標としてきた「一人当たり公園面積」について、都市公園に限らず、緑地保全地区等の地域制緑地を含んだ指標とすべき。また、災害に強いまちづくり、生物の生息生育空間の確保等の重点的な政策課題に対応した目標・指標を用いることが必要。
- ・地方公共団体において定める目標は、様々なニーズにきめ細かく対応した指標を用い、地域特性に応じたものとするのがふさわしい。

・緑とオープンスペースの保全・創出

重要な緑地を保全し、市街地の過半を占める民有地の緑化と河川、道路等公共公益施設の緑化を進め、これらと連携して、都市の緑とオープンスペースのネットワークを形成するよう都市公園の整備を着実に進めることが必要。

(1) 都市に残された貴重な緑地の保全

- ・広域的なネットワークの一環として必要な緑、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性保全など環境対策として重要な緑について、優先的に保全を進めることが必要。
- ・歴史・文化資産と結びついた緑、鎮守の森等地域社会と密接に関連した緑、段丘崖線の緑や斜面地等の緑等について保全のための措置を講じていくことが必要。

(2) 民有地と公共空間が共に取り組む緑化の推進

- ・都市の緑のネットワークを形成するよう、民有地の緑化と公共公益施設の緑化とを一体的に進め、緑豊かで調和の取れた街並みの形成を図ることが重要。
- ・都市の骨格を形成する緑について互いに連携しつつ系統的に整備するため、都市公園に加えて、道路、河川等、急傾斜地、港湾緑地、下水道処理場、官公庁施設等の緑を積極的に創出するとともに有効な活用を図ること。

(3) 緑とオープンスペースの中核となる都市公園の整備と管理

- ・都市公園は緑とオープンスペースの中核となる施設として、引き続き着実に整備を進めていくことが必要。
- ・地域の実態に即して、他の施設と公園との立体的活用、従来の配置計画標準に則らない柔軟な対応等が必要。

* 「緑の東京計画」におけるみどり率の推移

東京都区部においては、25年間で、河川等の水面が含まれる「公園以外」については0.86倍に減少しているが、公園については1.82倍と大きく増加。市街地における新たな緑の確保に都市公園の整備は大きく貢献。

	公園以外の緑地面積	公園面積	みどり率
昭和49年	27.1%	2.8%	29.9%
平成10年	23.5% (0.86倍)	5.1% (1.82倍)	28.6% (0.96倍)

・多様な主体による緑の保全・整備・管理

・引き続き検討すべき事項

中長期的な計画、法制度、行財政支援のあり方について引き続き検討が必要。